

(件名) 子宮頸がんワクチン副反応(副作用)の被害者への支援について  
(1, 4項)

(陳情の要旨)

子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)は、平成22年11月に「緊急事業」としてスタートして以降、平成25年4月には定期接種化されるなど、国と地方自治体とで接種が推進されてきました。

その後平成25年6月には副反応の問題などから「当面の間、積極的な接種勧奨は差し控える」こととなりましたが、接種後さまざまな症状に苦しんでいる多くの方がいます。治療方法もわからず、また神経症状により学校や職場にも通えず、日常生活に支障をきたしている状態です。

接種対象が(当時)小6から高1の女子生徒であったことから、HPVワクチンの被害を訴えている方の多くの方は10代の少女であり、接種前は皆元気に学校や職場に通っていましたが、接種後に歩行機能や認知機能の低下、不随意運動、末梢神経や免疫機能の異常など、多岐にわたる症状が発症しています。医療の現場においても病態の診断や治療が難しく、症状はなかなか改善されないため、精神的、金銭的にも困窮しています。

国による救済制度は存在するものの、これまで厚労省が2,500人以上もの被害を把握しているにもかかわらず、平成27年9月に初めて11人の救済が決定したに留まるなど、依然進んでおらず、被害者そして家族にとっては、国の救済をただ待つのでは先が見えない苦しみを背負うこととなります。

被害を訴えている方の多くは子どもであり、学習する機会を奪われ、進学することも就職することもできず、日々痛みや異常な程の倦怠感、めまい、脱力感、記憶障害、学力障害などにより辛く苦しい日々を送っています。

国の判断を待つのではなく、鹿児島県議会の皆様にはぜひ私たちの訴えに耳を傾けて頂き、一日も早くHPVワクチン接種により起こっている問題を解決してください。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

- 1 保険診療・自費診療にかかわらず、治療にかかる費用に対する援助を行うこと。
- 2 被害を訴えている学生への就職・就学支援やサポート体制、教育環境の充実を図ること。
- 3 子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)を接種した人に対して、副反応について周知するとともに、相談窓口や医療機関について周知すること。また、県内での副反応の発生状況について調査を行うこと。
- 4 特別児童扶養手当について、子宮頸がんワクチン副反応の症状は一日の中でも症状が大きく変わること等を考慮して頂き、判断基準について検討すること。

(件名) 「大隅自然ミュージアム特区」と「有害鳥獣特区」の陳情について  
(1項)

(陳情の要旨)

COP21では、地球の危惧を世界の学者官僚の方が話しあわれたようです。日本の植物も、同様に危惧されるものもあります。そこで、今の内なら大隅の森林植物群は残れそうです。よって、特区の創設を陳情いたします。

また、鳥獣被害も県下の状況は目を覆うばかりです。まず、最も過疎高齢化が進んでいる大隅地区から対策を始め、県全体に鳥獣対策を勧めるため、下記のことについて特区の創設を陳情いたします。(別紙参考資料を参照)

#### 1 「大隅自然ミュージアム特区」について

今、『下層植生の茂った森』がシカの害で消えようとしています。

その実態は、北海道(10年前, 33万頭生息)から九州(5年前, 27万頭生息)迄、日本の全地域で被害が顕著になり、植物群生育種をも危ぶまれ、昔から日本を覆っていた照葉樹林帯の森は、現在では大隅だけになりました。

このような、貴重な大隅の森の現状から、「大隅自然ミュージアム」を陳情するものです。

(最近、全国のシカ生息密度は7倍に増、分布は10年で1.5倍に拡大、増加率は20%)

#### 2 「有害鳥獣特区」について

現在、大隅での狩猟者は過疎と高齢で75歳を越え(常連者)、捕獲後の搬出が困難、骨を埋めるところがない、販売力もなく、冷凍庫が満杯などで捕獲意欲がなくなり、鳥獣の驚異的増加と相乗して田舎道路や農地荒廃には目を覆うばかりであります。

この対策として、『猟をする人、加工をする人、販売をする人』など、本県の特性に合せ、一元化した仕組みに取り組むことが必要かと思われます。

今こそ、有害鳥獣の「大隅特区(試験地)」にして、老狩猟師がいる間に、若者に「猟の”いろは”」を手とり足とり体感させ、猟をしたくなる行政こそ喫緊な課題であると思います。

(農林水産省調 有害鳥獣被害額は年約200億円、予算は年約100億円)

(件名) 別居や離婚後の共同養育及び共同監護、親子の面会交流に関する  
法整備を求める意見書の採択を求める陳情

(陳情の要旨)

現在、毎年25万組が離婚し、その6割に未成年の子がいます。3組に1組の夫婦が離婚しています。親権を失い子どもとの面会交流ができない親はその6割以上にもおよび、毎年15～16万人の子どもが、片親との関係を断絶させられています。また、離婚後に養育費を受け取れている世帯は2割程度しかいません。

[陳情の理由]

日本では、当事者の合意の基づく協議離婚が全体の9割近くを占めており、特に離婚後の親子関係や面会交流、養育費といった問題について十分な話し合いが行われていないことや、離婚後の生活環境の変化や子どもの気持ち等を配慮した内容となっていないことが少なくない。離婚後に父母間の問題が深刻化して調停が必要となる前に、父母間で話し合いが可能な時点で、子どもの養育について必要な合意形成を行えることが望ましい。そこで、離婚前後の父母による子の養育に関する適切かつ十分な取り決めがなされるように、父母にとって最も身近な基礎自治体や広域自治体が積極的な働きかけを行うことが必要とされています。

[経緯]

平成24年4月1日の民法改正に伴い、「子どもの面会交流」を父母間で取り決めると明記されたことを受けて、平成24年5月7日より東京都が『面会交流支援事業』を実施しています。その後、翌年の平成25年7月1日より千葉県が実施、平成25年12月より熊本県が実施しております。

鹿児島市議会の本会議においても、平成26年12月22日に採択された「こどもの養育支援を求めることについて」の要望であった、こどもの養育に関する合意書・こども養育プラン(兵庫県明石市の参考書式)が、同年12月24日より、市民課や各支所総務市民課等の窓口配置、常備することになりました。

自治体は結婚や離婚、子どもに関する手続きを行う窓口であり、父母の身近にあってその果たしうる役割は非常に大きいです。

面会交流とは、夫婦が別居や離婚をした後、子どもと離れて暮らしている父親や母親が定期的に子どもと会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することをいいます。本事業を行うことで、子どもの精神面の安定をもたらす、子どもの健やかな成長を有意義にすること等を目的としています。

自治体の適切な支援が早期に実施されることにより、当事者による面会交流や養育費の支払いを促すことができ、その履行も適切に行われることに繋がります。

[陳情事項]

国会及び関係行政庁に対し、公的支援・法整備を求める意見書を提出していただきたい。

(件名) こどもの養育支援を求めることについて

(陳情の要旨)

現在、毎年25万組が離婚し、その6割に未成年の子がいます。3組に1組の夫婦が離婚しています。親権を失い子どもとの面会交流ができない親はその6割以上にもおよび、毎年15～16万人の子どもが、片親との関係を断絶させられています。また、離婚後に養育費を受け取れている世帯は2割程度しかいません。

[陳情の理由]

日本では、当事者の合意の基づく協議離婚が全体の9割近くを占めており、特に離婚後の親子関係や面会交流、養育費といった問題について十分な話し合いが行われていないことや、離婚後の生活環境の変化や子どもの気持ち等を配慮した内容となっていないことが少なくない。離婚後に父母間の問題が深刻化して調停が必要となる前に、父母間で話し合いが可能な時点で、子どもの養育について必要な合意形成を行えることが望ましい。そこで、離婚前後の父母による子の養育に関する適切かつ十分な取り決めがなされるように、父母にとって最も身近な基礎自治体や広域自治体が積極的な働きかけを行うことが必要とされています。

[経緯]

平成24年4月1日の民法改正に伴い、「子どもの面会交流」を父母間で取り決めると明記されたことを受けて、平成24年5月7日より東京都が『面会交流支援事業』を実施しています。その後、翌年の平成25年7月1日より千葉県が実施、平成25年12月より熊本県が実施しております。

鹿児島市議会の本会議においても、平成26年12月22日に採択された「こどもの養育支援を求めることについて」の要望であった、こどもの養育に関する合意書・こども養育プラン(兵庫県明石市の参考書式)が、同年12月24日より、市民課や各支所総務市民課等の窓口配置、常備することになりました。

自治体は結婚や離婚、子どもに関する手続きを行う窓口であり、父母の身近にあってその果たしうる役割は非常に大きいです。

面会交流とは、夫婦が別居や離婚をした後、子どもと離れて暮らしている父親や母親が定期的に子どもと会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することをいいます。本事業を行うことで、子どもの精神面の安定をもたらす、子どもの健やかな成長を有意義にすること等を目的としています。

自治体の適切な支援が早期に実施されることにより、当事者による面会交流や養育費の支払いを促すことができ、その履行も適切に行われることに繋がります。

[陳情事項]

鹿児島県における『面会交流支援事業』の実施

(件 名) 電動車両用の充電器・付帯設備の公共施設等への早期整備等についての陳情書

(陳情の要旨)

現在、鹿児島県においても本土を中心に環境に優しい電気自動車等の電動走行が可能な車両が増えてきております。これらの車両が増える事により環境問題やエネルギー問題、災害対策等の課題解決の一つになると思われれます。またこれからの街づくりや観光にも新しい価値観をもたらすものと考えられます。

しかし本県では、これらの電動車両用充電インフラは薩摩川内市と民間大手の施設では整備されつつありますが、中小企業の施設、県や薩摩川内市以外の他の自治体の公共施設・離島ではまだほとんど整備されておられません。今後生活に欠かせないインフラとなるだけに早急の整備が必要と考えます。

2015年12月12日にはC O P 21においてパリ協定が採択され、今後益々環境政策やエネルギー政策は重視されることが予想され、同年6月の観光立国推進閣僚会議では「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」の中でも、E Vの充電施設を全国の道の駅に標準装備する、とするなど、国もビジョンを掲げており、熊本県の道の駅では、2015年11月5日現在で28駅中21駅で設置済みとなっております。

対して本県の道の駅では21駅中1駅という現状です。(国土交通省道路局HPより)民間レベルでは、今後場合によっては業績悪化による撤退等で充電器が使用出来なくなる事態が発生する可能性があり、それは街からインフラの消滅または縮小という事態を意味します。

是非とも本県も観光立県として公共施設等を中心とした充電器・付帯設備の整備を進めて、併せてセーフティーネットとして整備していただきたいのと、環境政策やエネルギー政策、災害時の非常用電源の面からも電動車両の普及に力を入れていただきたくお願い申し上げます。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

- 1 急速充電器・普通充電器・倍速充電器（普通充電器の2倍の充電機能と給電機能を持つ）の公共施設への早期設置（急速充電器の設置優先・付帯設備を含む）
- 2 電動車両や急速充電器・普通充電器・倍速充電器の購入・設置費用のための補助金の予算確保

(件名) 飲食店等の禁煙化の促進について

(陳情の要旨)

最近の報道によると、県下の登録された飲食店等の中、「禁煙店」が急増した旨報じられたことは記憶に新しく良い傾向であるが、更なる普及が必要である。

わが国では、WHOの勧告により「健康増進法」が制定され、広く国民に周知されて喫煙による健康被害が更に認識されるようになった。

同法第25条により殆どの公共的施設・場所は禁煙化されているが、飲食店等の禁煙化は殆ど進んでいない。

鹿児島市では、登録7024店中、禁煙登録は145店で全体の2.06%、その他の県全体では5341店中250店で4.68%と非常に低い。

今後、受動喫煙による健康被害を除くために、リスクの高い飲食店等の禁煙化を積極的に推進すべきである。

以上の実状に鑑み、県ならびに県下13保健所は、管下市町村の協力を得て、下記の要領により鋭意業務に取り組んでいただきたい。

#### 記

- 1 受動喫煙による健康被害を、あらゆるメディアを駆使して、啓発・啓蒙に努めること。
- 2 保健所長や識者による講演会、説明会等を年間を通して実施すること。
- 3 市町村と保健所は、情報共有を推進するために連絡会を設定する等協力体制を構築すること。
- 4 保健所は管下の業者の情報収集に努め、「禁煙店」への登録を、電話や訪問を通して勧めること。
- 5 飲食店の新規登録や更新の機会に、禁煙店へ登録を積極的に勧めること。

(件名) 産科医及び小児科医が常駐していない離島地域に対する出産支援  
事業費補助制度の拡充について

(陳情の要旨)

与論町における出生者数は、現在、年間に50人前後であります。町内に産科医及び小児科医が常駐していないことから、沖縄県など島外の医療機関での妊婦健診や出産を余儀なくされております。

このため、妊婦は、月に2・3回島の病院に来て巡回診療をしている産科医等から、母子の安全面をはじめ、妊婦の船・飛行機への搭乗には制約があることや出産日は不確定な要素がある点などに配慮して島外の出産する場所におおむね1か月前に渡航して待機するよう勧められることから、宿泊施設等に長期滞在し、分べん予定の医療機関で妊婦健診を受けながら出産に備えている実情にあります。

現在、与論町では、県の離島地域出産支援事業実施要綱に基づく島外出産支援事業を実施しており、交通費及び宿泊費について、それぞれ補助を行っておりますが、この補助額では到底足りず、島外出産に要する実際の経費総額とは大きな隔たりがあるのが実情であります。

特に、妊婦はもとより、その同伴・付添いも必要となる家族にとって、1か月前からの長期にわたる出産待機等に係る多額の費用は、家計面だけでなく、精神的な面でも大きな負担となっており、少子化対策の充実が時代の要請となっている中で、産科医及び小児科医が常駐していない離島における島外出産の実費に見合った補助制度の構築の必要性が痛感されるところであります。

今日、加速度的に進行する少子化は、奄美群島の島々の盛衰に関わる重要かつ喫緊の課題であり、この対策・解決なくして学校の存続、地域経済の活性化、住民福祉の向上など、離島の自立促進・振興発展はありえないと言っても過言ではありません。

つきましては、産科医及び小児科医が常駐していない離島の实情に一層の御理解を賜り、安心して出産し子育てができる環境を整備するため、現行の離島地域出産支援事業費補助制度を早期に拡充していただきますよう強く要望いたします。

(件名) 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める陳情書

(陳情の要旨)

貴職におかれましては、平素より県民の健康増進のために日夜ご尽力をされていることに深く敬意を表します。

財務省・財政制度等審議会は、社会保障分野の改革の方向として、70歳以上の高額療養費制度の限度額の引き上げ、後期高齢者の窓口負担の2割化等、患者負担増をもたらす制度を提言しています。(『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議(2016年5月18日)、「平成28年度予算の編成等に関する建議(2015年11月24日)」)

さらに、本年6月2日に公表された、経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針2016」(骨太方針)においても、これらの改革を着実に推し進める観点から、社会保障分野において「負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化」を図るとしています。

しかし、いま経済的な理由で必要な受診ができない患者さんは増えています。鹿児島県保険医協会が会員医療機関に対して行った調査では、44%(医科38%、歯科57%)の会員医療機関が、経済的な理由による患者さんの治療中断を経験しています。さらに、47%(医科49%、歯科41%)が医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがあると答えています。(別紙)

さらなる患者負担増は多くの国民から医療を遠ざけ、とりわけ治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫することになり、病気の早期発見・早期治療の観点からも懸念されます。

厚生労働省の調査によれば、生活保護を受給する世帯のうち、65歳以上の高齢者を中心とする世帯が、今年3月時点で過去最多の82.6万世帯に上り、初めて受給世帯の半数を超える50.8%となりました。高齢化が進む中、低年金や無年金で老後を迎え、身寄りもなく生活保護に頼る高齢者の貧困の深刻化が鮮明になっており、厚労省の担当者は「高齢者が就労できず、就労しても十分な収入を得られていない」と分析しています。

こうしたことから、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書を提出して頂けますよう、お願い致します。

(別紙 — 添付省略 — )



(件名) 子ども医療費の現物給付(窓口無料)を求める陳情書

(陳情の要旨)

鹿児島県の子ども医療費の助成制度は償還払い方式のため、手元にお金がないと受診をやめたり、回数を減らしたりする「受診抑制」がおこります。そのため必要な医療が受けられない状況が発生し、命にかかわる可能性があります。現物給付にすることで「医療費が増える」といった指摘がありますが、「子どもの命を平等に守る」「子どもが健全に育つ権利を保障する」ことがなによりも優先されるべきと考えます。

また、この償還払い方式をとっている都道府県は、わずか7県のみとなっており、九州では沖縄と鹿児島の2県で、全国的にも、九州の中でも本県は大変遅れています。

昨今、子どもの貧困の問題が取りざたされていますが、子どもの貧困は親の貧困の問題でもあります。特に子育て中の若い世代は収入が少なく、家計の中で、子どもの医療費の占める割合が大きくなり、若い世代にとっては負担が重くのしかかってくる。親の経済状況に関係なく、子どもたちの命は平等に守られるべきです。お金の心配をすることなく、どの子もいつでも受診できるように、現物給付方式への移行を進めることが急がれます。

以上のことから、貴県議会において、現物給付を実現するための積極的な審議をしていただきますよう陳情します。

〈陳情項目〉

- 一. 子ども医療費の助成制度を、現物給付(窓口無料)にしてください。

(件 名) 児童および障害のある人の福祉施策に関する陳情書 (1～4項)

(陳情の要旨)

1994年の児童の権利条約批准から遅れること20年、国連障害者権利条約が2014年に批准され、障害者差別解消法など国内法が少しずつ拡充されつつある中、本県においても「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が制定されたところです。社会的に弱い立場にある人の権利保障も含めて、障害があってもなくても、誰もが差別されることなく、分け隔てなく育ち、暮らし、働くことのできる鹿児島を実現するために、県民みんなで力を合わせていけたらと願います。

これらの動きの一方、近年全国的に国民の貧困化や所得格差が拡大する中で、高齢者、障害者、ひとり親家庭、子どもの貧困が社会問題化しています。また介護保険制度や障害福祉制度においては「負担は厚く、支援は薄い」状態が年々深刻化しており、さらに営利企業の福祉参入を許す等の制度設計によって、「社会福祉」は本来の意味を急速に失いつつあります。福祉・保育労働従事者の相次ぐ離職など慢性的な担い手不足によって社会福祉の現場は様々な問題が山積し、日々深刻化しています。

社会保障改革の名のもとに、「自己責任」や「自助」が声高に叫ばれています。生存権を規定した憲法25条、幸福追求権を規定した憲法13条を真の意味で守り、障害があってもなくても誰もが自由と幸福のもとで安心して暮らしていける地域や社会をつくるため、以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情いたします。

記

- 1 障害のある方が介護保険に切り替わったときに、今まで使っていた制度が利用できなくなったりします。介護保険優先原則ではなく、その人に合わせた制度利用が出来るようにしてください。
- 2 入院時に家族以外でも付き添えるように、入院時付き添い制度を創設してください。
- 3 児童通所発達支援の利用申請から利用開始までの期間がより短縮できるよう配慮してください。
- 4 児童の放課後等デイサービス事業における受給量制限を撤廃するよう国に働きかけてください。
- 5 保育園の3歳以上の子どもが主食を持ってこなくてもよいように、完全給食を実現してください。
- 6 障害者差別解消法や障害者差別解消条例の理念が県民の文化として深く根づいていくための、具体的な手だてを講じてください。
- 7 福祉職の深刻な人手不足対策のため、早急に処遇改善にとりくむよう国に働きかけてください。

署名者 16,146名

( 署名簿 — 添付省略 )

(件名) ウミガメが上陸産卵しやすい海岸作りについて(1, 2項)

(陳情の要旨)

鹿児島県は全国一のウミガメの上陸産卵頭数があり、県のウミガメ保護条例が制定され保護活動や生態研究を行うことになっている。しかし、ウミガメを取り巻く環境の変化は厳しいものがあり、世界中でウミガメの種の存続が危ぶまれ、早急な対策が必要と言われている

そこで、下記事項を陳情する。

記

- 1 現在ウミガメの上陸産卵が確認されている海岸が、今後も開発などで減少しないよう県議会から関係機関に働きかけていただきたい。
- 2 ウミガメが上陸産卵しやすく、またふ化した子ガメが海に帰りやすい海岸作りを県議会から関係機関に働きかけていただきたい。
- 3 県民に、「鹿児島県ウミガメ保護条例」や鹿児島県内のウミガメの産卵状況、ウミガメを取り巻く環境の変化により種の存続が危ぶまれていることなどがわかりやすく伝わるよう、ウェブページを開設したり、パンフレットを作成して学校で配布したりするなど、啓発活動を積極的に行うよう県議会から県へ働きかけていただきたい。

(件名) ひとり親家庭の医療費助成制度、重度心身障がい者医療費制度の  
現物給付（窓口無料）を求める陳情書

(陳情の要旨)

日頃のご奮闘に敬意を表します。

鹿児島県のひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障がい者医療費助成制度は償還払いのため、手元にお金がないと受診をやめたり、回数を減らしたり、いわゆる「受診抑制」が働きます。子どもに限らず受診抑制はあってはなりません。特にこどもは心身の成長期にあり、かつ、親や社会を選ぶことはできません。成長期にある子どもに受診抑制が発生すれば、将来にわたって取り返しのつかない事態になってしまいかねません。必要な医療が受けられるようにすべきです。

昨今、子どもの貧困の問題が取りざたされますが、母子家庭の半数が貧困ラインだといわれています。部活、洋服、本など当たり前子どもたちにしてあげたい事が、してあげられない家庭がふえているという報道などを見るにつけ、胸がいつぱいになります。また、障がい者の薬や、装具などが高額で、後から返ってくるといっても、一旦支払うためのお金の準備に大変苦勞しています。

子どもの命は平等です。親の経済状況に関係なく必要な医療が受けられるようにすることは何をおいても最優先される事だと思います。

現在、ひとり親家庭、重度心身障がい者の医療費助成は全額、後日返ってきます。そうであれば、窓口で無料にするのは難しい事ではないと思います。早急に実現していただきますようお願いいたします。

(件名) 県民へ安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情書

(陳情の要旨)

2011年の福島第一原発の大事故では、高濃度の放射性物質が広範囲に飛散しました。事故の収束をみないまま、九州電力川内原発1・2号基が再稼働しています。

現在、川内原発5キロ圏内(PAZ)の住民へは、放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれることを抑えるための安定ヨウ素剤の事前配布がありますが、5キロ圏外の住民へはありません。福島原発事故でも明らかなように、放射性物質はPAZ内に留まらず、どこまでも拡散していきます。

事故が起きた際に、すぐに安定ヨウ素剤を摂取できるか否かは、甲状腺ガンの発生のリスクやその後の健康障害に大きく影響します。

また、地震や台風などの複合災害となった場合は、道路や家屋の破壊により避難もままならないうえ、安全に配布することも困難を極めると考えられます。万が一の原子力災害時にも甲状腺被爆を最小限に抑えるためには安定ヨウ素剤を事前配布することが最善策と考えます。少なくとも、希望する住民には事前配布すべきです。

以上のことから、原子力災害から県民の命と健康を最優先に守るために、以下の事項を陳情いたします。

(陳情項目)

- 一. 原子力災害時の甲状腺被爆を抑えるために、5キロ圏外の県民にも安定ヨウ素剤を事前配布してください。少なくとも希望者には事前配布してください。

(件 名) 障害者が65歳になったときの対応について

(陳情の要旨)

障害者が65歳となり、介護保険対象者になった場合、厚労省は自治体に対して、障害者の意向を丁寧に聞き取り、強制移行しないようお願いしていますが、岡山などの他県では訴訟問題に発展しているところもあります。一律に介護保険優先をさせない事例も広がってきていますが、どの事例も個別の事案に対する対応で、自治体としては、基本介護保険優先ということになると思います。障害者差別解消法の法令も施行されている中であって、障害者が年齢で区分され、生活に必要不可欠な支援サービスの減少と金銭的負担等を強いられている現状を改善へ向け取り計らってほしい。

以上の趣旨に基づき下記事項を陳情いたします。

記

1. 鹿児島県内の自治体に対して、一律に介護保険を優先しないよう県から要請してほしい。
2. 県として、国に対して優先規則を撤廃し、選択制を導入するように要請してほしい。
3. 65歳問題で困っている自治体があれば、財政支援を含め、県として対応してほしい。
4. 65歳を迎えた支援法受給障害者に対して介護保険受給の際、自治体の併給（上乘せ）支援法支給基準の条件を撤廃してほしい。

(件 名) 「鹿児島県有害鳥獣特区」申請と「鳥獣加工処理所設置」申請について  
(1項)

(陳情の要旨)

今、世界の産業は10年で様相が一変、日本の電子産業は衰退してしまうのか…！一方、世界のIT産業は、中小ハイテクに投資し駅大化は止まらない勢いのようにです。また、世界のAI研究者も、巨大化したIT産業による寡占が始まったと言われています。

世の中が、何もかも変わろうとしている時、政府の有害鳥獣に対する対策が動き出しました。全国12ヶ所に「鳥獣捕獲から加工迄のモデル地区」を、自治体等から年度末迄に受付、30年度から補助金交付をと公示しました。

有害鳥獣問題の悩みは、古くて新しい問題であります。この実態を解決できないのは、流通販路の方法が見えないことに、全ての原因があります。

中国では、若者の起業家が1億件余りの企業を起こしたと言われています。鹿児島島の若者だって、世界に通用する鳥獣の流通アプリには乗れるはずで。

県の喫緊な鳥獣被害の現状から、下記事項について陳情をいたします。

#### 記

##### 1. 鹿児島県有害鳥獣特区申請を行う

特区内においては鳥獣捕獲を罟捕獲だけにして、鉄砲猟を原則20年間全面的に禁止するとともに、鳥獣が多数生息する県有林、国有林の鳥獣保護区の規制を廃止して、ここでも猟が出来るようにすることで、頭数の調整を図る。

##### 2. 鳥獣加工処理所設置を国に申請する

鳥獣の加工処理場を国の補助で設置するとともに、有害鳥獣の持ち込み額を値上げをすることで、持ち込み量の増加と市販売価の値下げを図り、「カゴシマジビエ」の市民権が得られるよう世界に向けネットで広報を行う。

(資料添付省略)

(件 名) 温泉行政についての陳情で、陳情内容の重要な部分が状況説明の対象にならず、委員会の審議でも全く話題に上がらなかったことについて、是正を求める陳情

(陳情の要旨)

今年6月15日に陳情第5037号「鹿児島県内の地熱資源を有効利用するため、地熱井戸掘削許可についての既に存在する基準を明文化して、公開することを求める陳情」(参考資料A-1:陳情第5037号の鹿児島県議会のサイトに掲載されていたもの)を提出させていただきました。

委員会当日、傍聴していると、陳情文書の最後の部分で述べてある、もっと肝心な部分が状況説明から抜けていました。それは、指宿市の地熱に関する協議会議事録に、生活衛生課の距離規制に関する事業者の方への指導が昨年9月時点の150mから12月に200mとなったことが記載されていて、かつ、このことについて、自分が生活衛生課へ電話で事情を問い合わせてもあいまいな答えしか頂けなかったため、「これでは、開発をしようと言う事業者の方は行政に振り回されてしまいます」と記載した部分です。

議事録には、いつ150mから200mに変わったのか、その理由はなぜかと聞いてもお答えを頂けなかったという記載がありました。更に、距離規制を充たしているかどうかを証明するためには、開発場所周囲の既存井戸の位置を記載した書類を出す必要があります、既存井戸の位置を知るために温泉台帳の記載内容を知ることが重要ですが、これについても開示が無かったという発言もありました。温泉台帳については、生活衛生課の担当者の方と何回か電話でお話をするうちに、開発目的であれば地番を開示するとのお話を頂きましたので、6月の陳情では触れませんでした。

状況説明で言及が無かったことについて、委員会後に生活衛生課の方にお話を伺うと、こちらが提出したままの陳情文書表が議員の方へ配布されているし、陳情内容全てについて状況説明で触れるわけではないので、仕方ないことだとのお話でした。

委員会で生活衛生課長は、「大分県には様々な資料があるが、鹿児島県には資料がないので、大分県のように既存の規制ルールを開示できない」との旨の発言をされていましたが、その後、生活衛生課の担当者の方へ電話で何度も問い合わせをしていくと、距離規制を文書化したものがあるとの事でした。温泉地毎に距離規制の内容を記載したもので、文書タイトルや文書番号はないとのことでした。



つまり、6月の陳情内容である「既に存在する基準」は明文化していたのです。よって、生活衛生課長の方のご発言は何らかの勘違いに基づいているものと思われます。この経緯を明らかにする必要があります。

また、本来、議員の方は、事業者の方への生活衛生課による指導が、説明なく変更されたことについて、何らかの形で審議に挙げることが自然であるはずですが、全く、話題に挙がっていませんでした。

本来、バイナリー発電は非常に短期間で開発が可能であるため、行政が率先して現状で開発可能と分かっている資源量や規制内容を公開し、一挙に入札で現状ですべての区域について事業者を決定するぐらいの積極性が必要なはずですが、

しかし、現状は全く正反対で、却って事業者の開発意欲をそぐ行政指導が行われ、また議会もそれを容認しているように見えます。

上記の理由により、下記のことを陳情します。

#### 記

1. 陳情文書表には参考資料A-1の通りの記載があったかについて確認をしていたこと。
2. なぜ、生活衛生課長の方が距離規制を文書化したものの存在をないと発言されたのか、その根拠を委員会で問いただしていただくこと。
3. バイナリー発電が鹿児島県の貴重な財源であり、それを生かすことは重要なことであることについて、県と議員の方たちで再度確認をしていただくこと。

(資料添付省略)

(件 名) 霧島市牧園町高千穂小谷における大規模太陽光発電建設工事について

(陳情の要旨)

本件については、施工業者(伸和工業)が、2015年8月27日、2016年6月14日の、工事現場直近の私共住民との2回の話し合いにおいて、「許認可を得ている」との一点張り、「一方的な説明に終始」され、全く話し合いにならない状態が続いています。この間FIT法が改正され(29年3月資源エネルギー庁)、「地域住民との適切なコミュニケーションを図る」等とされました。

施工業者らの「住民に説明、了解を得た」と言う口実をもって「許認可された」事について、私たち住民は全く納得していません。施工業者の対応は、「数件に戸別訪問」して、「ここに署名してほしい」と振れ回り、個別の住民が「おろおろとしている」内に署名させ、認可を得たもので、住民は納得していません。その結果、「森林を伐採し」、「山を削り」、「谷を埋め」、あっという間にシラス台地やローム層迄地盤を掘り下げ、岩盤まで削り去り平地にしました。霧島は日本で一番先に国立公園に指定され、風光明媚で自然がいっぱいです。その森林50%が今消失しつつあります。

2017年6月25日に、自治会6区6班Bを対象に、施工業者主催で住民集会が開かれました。そこで私たちは初めて「近隣住民、霧島市議など」に呼びかけて住民集会に臨んで来ました。住民の中には転居を考えた方も少なくありません。それ以降も、2回ほど施工業者の押し付け的な話し合いの場と一方的独善的な工事の進行でした。この間「当初の約束を次々と覆し」、「許認可を得た」と言い、今日に至るものであります。森の消失による風害、気温上昇という最大の問題については、私たちの「境界から30mの範囲の復元」要望について、折衝していた伸和工業社員と、「温度の件、風の件、それぞれ有ります」「輻射熱の関係で熱が上がったり、その辺の周辺の温度が上がったり」「そういうものも、検討していきたい」と発言もあり、また、霧島市を通じて、住民の意向に沿った方向で行くしか同意は得られないだろうということで、30mを従来に戻すということを住民に回答があったにも関わらず、「そんな約束は退職者や前任者が勝手にした」などでした。

「受忍限度を超えた」言動や行動に、住民はどうしていいかわからず啞然とするばかりです。事業主については施工関係者からは借地関係以外は一切、「法的事業責任者の関係」が明らかにされないままでしたが、私たちは最近、南国殖産グループを実質的な事業主と判断するに至っています。

以上本件は、「住民無視で各許認可を得た」もので、「風の件、温度の件」など最低限の要望を反故にされ続けています。鹿児島県は「許認可権限者」で、「改正FIT法」により住民同意が謳われています。

「建設後に起こる」、瑕疵の責任や管理者の転換、売却、満期後の撤収、回復なども、まったく担保されていません。

「直近家屋数件への騙し的な同意書は無効」と撤回を要求しましたが、無回答です。許認可が下りれば「手の平を返す」ような「約束事項を反故にする」行動を取り、或いは行動をさせた施工業者、事業主側に、話し合いをするよう促すことを下記の通り陳情する次第です。

## 記

一 進む霧島連山麓高千穂小谷地区の森林大規模伐採、メガソーラ建設に対して、直近地近隣地に住む私たち居住者と施工業者&事業者(伸和工業&南国殖産)との話し合いを仲介していただくよう県をご指導いただくこと。

## 二 話し合いの協議要望事項

- 1 直近住民の納得する防風林対策をお願いしたい。「温度の件、風の件」については、県が観測実施することも含めてご尽力戴きたい。
- 2 老人介護施設(青寿園)に対し、暴風や砂塵が舞い込まない様にして戴きたい。
- 3 近隣周辺に当該施設からの影響による、風害や排水などの、被害発生については、速やかに事業主の責任において、完結復旧され、今後の善後策を講じて戴きたい。

(資料添付省略)

(件 名) 安定ヨウ素剤の希望者への早急な事前配布実施を求める陳情書

(陳情の要旨)

原発大事故で放出された放射性ヨウ素による甲状腺がんを防ぐため、安定ヨウ素剤の希望者への事前配布を求める市民からの陳情が30キロ圏を含む5市1町(2017年9月11日現在)で採択され、知事宛の意見書が提出されています。

今回の原子力安全・避難計画等防災専門委員会に、希望者への事前配布計画案が県担当課から提出され、検討の後、最終的に県議会に提案される予定とのことです。川内原発は現在も稼働中です。県民の安全安心のため、可能な限り早急な実施を要望します。

以上

(件 名) 国民健康保険制度に関する陳情書

(陳情の要旨)

国民健康保険制度は、我国の皆保険制度の根幹をなす制度と言っても過言ではない大切な制度です。しかしながら低所得者や高齢者が加入者の大半を占める国民健康保険制度は、現在、危機的な状況を迎えており、来年度から、都道府県が財政運営の責任主体となる、制度の大きな改定が行われようとしています。県民のいのちと健康をまもるために、県政のはたすべき役割がますます重要になろうとしています。

県の国民健康保険運営方針の素案もだされ、方針決定もせまっていますが、住民、被保険者にとっていちばんの願いは、払える保険税、安心して使える医療制度にしてほしいということです。この立場から、以下の点について陳情致します。

(陳情項目)

一、政府にたいし、次のことを要求して下さい。

①2015年度からの1700億円、2018年度からの1700億円、合計3400億円の国庫投入では、抜本的な財政基盤の強化には絶対的に不足と言わざるを得ない。早急に国保総収入に占める国庫支出の割合を、1980年代の50%まで増やしていただきたい。

一、県として次の点に力をつくすよう要求して下さい。

①市町村が独自におこなっている一般会計からの国保会計への繰り入れは、住民負担を軽減する重要な役割をはたしています。「計画的・段階的に解消を図っていく」と素案にはうたわれていますが、存続をはかるためにこそ県としても力をつくしてください。

②県の医療費助成制度を拡充し、現物給付を実現して下さい。

③恒常的低所得者への保険税、一部負担減免制度実現のために、市町村と協力し、減免制度の充実をはかってください。

④県内でも国保税の滞納処分として、生活保護基準以下の生活を余儀なくされている母子家庭に対し、差押え禁止財産である児童扶養手当を、預金に振り込まれた当日に差し押さえた事例が生まれています。無法な差し押さえが行われないよう県としても取り組んで下さい。

以上